

日商簿記2級検定試験 会計基準の改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび会計基準の改正（金融商品会計に関する実務指針125）により、2級（商業簿記）光速マスターテキスト（第1版 第10刷）のP.226～P.232において下図のとおり変更を行いました。2級の学習に影響する部分がございますので、2級（商業簿記）光速マスターテキスト第1版の第1刷～第9刷をお持ちのお客様は、下図についてご確認いただき変更をお願いいたします。改正内容は以下のとおりです。

金融商品会計に関する実務指針125の改定により、損益計算書作成にあたって、従来、特別利益として表示していた「貸倒引当金戻入」及び「償却債権取立益」は営業外収益として表示することに変更となりました。

つきましては、弊社出版の教材（2級光速マスターテキスト商業簿記 第1版・第1刷～第9刷）における該当箇所を以下に列挙いたしましたので、ご確認及び、教材の修正をお願い申し上げます。なお、第10刷版以降では下記修正は反映済みとなっております。

【教材の修正内容】

損益計算書の作成にあたって、特別利益に該当する科目の具体例として「貸倒引当金戻入」は適切ではなくなったため、「保険差益」に置換えて学習をしてください。

2級（商業簿記）光速マスターテキスト 第1版 第1刷～第9刷

該当ページ	改定内容
P.226	「★3 ちょっと補足」に記載されている「貸倒引当金戻入」削除
P.227	損益計算書の「VI特別利益」に記載されている「貸倒引当金戻入」を「保険差益」に修正
P.230	損益勘定の貸方に記載されている「貸倒引当金戻入」を「保険差益」に修正
P.232	損益計算書の「VI特別利益」に記載されている「貸倒引当金戻入」を「保険差益」に修正

2級光速マスター問題集商業簿記

損益計算書作成にあたって、「貸倒引当金戻入」及び「償却債権取立益」が記載されている箇所がないため、修正は不要です。

以上

